

▶「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について（令和元年11月13日通知）

- ・下記の18疾患について、届出様式が改正されます。

改正の内容は、「様式における感染地域の項目に「渡航期間」を記載項目として追加することその他所要の改正」となります。

届出様式の変更一覧（令和2年1月1日から）

分類	別紙様式 No	感染症名	届出様式の変更内容
一類感染症	1-1	エボラ出血熱	感染地域の項目に「渡航期間」を追加
	1-2	クリミア・コンゴ出血熱	
	1-3	痘そう	
	1-4	南米出血熱	
	1-5	ペスト	
	1-6	マールブルグ病	
	1-7	ラッサ熱	
二類感染症	2-5	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）	
	2-6	鳥インフルエンザ（H5N1）	
	2-7	鳥インフルエンザ（H7N9）	
四類感染症	4-14	ジカウイルス感染症	
	4-20	チクングニア熱	
	4-22	デング熱	
	4-36	マラリア	
五類感染症	5-12	侵襲性髄膜炎菌感染症	風しん・麻しんについて、 ご協力依頼の記載あり
	5-14	水痘（入院例に限る。）	
	5-22	風しん	
	5-23	麻しん	

健感発 1113 第 1 号
令和元年 11 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

今般、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱の患者の発生が増加していること等を踏まえ、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条に規定する感染症等について、患者が感染した地域及び期間を正確に把握し、早期かつ確実に当該地域への渡航者に対する注意喚起等を行うことができるよう、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発 0308001 号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県に届け出る基準」における別記様式（以下「様式」という。）について、別添のとおり改正し、令和 2 年 1 月 1 日から適用することといたしました。

今回の改正の内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

様式における感染地域の項目に「渡航期間」を記載項目として追加することその他所要の改正を行う。

2 適用期日

令和 2 年 1 月 1 日

令和元年 11 月 19 日

衛生研究所長
各保健福祉事務所長
保健福祉事務所各センター所長 } 様

健康危機管理課長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃より御協力を賜り感謝申し上げます。
このことについて、令和元年 11 月 13 日付け健感発 1113 第 1 号により厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたので通知します。

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 2 条に規定する感染症等について患者が感染した地域及び期間を正確に把握し、早期かつ確実に当該地域への渡航者に対する注意喚起等が行うことができるよう、別添のとおり当該疾患の発生届の様式が変更となりました。

今回の改正につきましては、令和 2 年 1 月 1 日から適用となります。

なお、公益社団法人神奈川県医師会長あて、公益社団法人神奈川県病院協会会長あて、別途、通知しておりますことを申し添えます。

1 改正の内容

別記様式における感染地域の項目に「渡航期間」を記載項目として追加することその他所要の改正を行う。

新	旧
18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） -略- ②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） <u>※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。</u> <u>渡航期間（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日</u> <u>国外居住者については 入国日のみで可）</u>	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） -略- ②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ）

2 適用期日

令和 2 年 1 月 1 日

【添付資料】

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について（令和元年 11 月 13 日健感発 1113 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長）

○別添（改正後）

- ・別記様式 1－1 「エボラ出血熱発生届」
- ・別記様式 1－2 「クリミア・コンゴ出血熱発生届」
- ・別記様式 1－3 「痘そう発生届」
- ・別記様式 1－4 「南米出血熱発生届」
- ・別記様式 1－5 「ペスト発生届」
- ・別記様式 1－6 「マールブルグ病発生届」
- ・別記様式 1－7 「ラッサ熱発生届」
- ・別記様式 2－5 「中東呼吸器症候群（MERS）発生届」
- ・別記様式 2－6 「鳥インフルエンザ（H 5 N 1）発生届」
- ・別記様式 2－7 「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）発生届」
- ・別記様式 4－14 「ジカウイルス感染症発生届」
- ・別記様式 4－20 「チクングニア熱発生届」
- ・別記様式 4－22 「デング熱発生届」
- ・別記様式 4－36 「マラリア発生届」
- ・別記様式 5－12 「侵襲性髄膜炎菌感染症発生届」
- ・別記様式 5－14 「水痘（入院例に限る。）発生届」
- ・別記様式 5－22 「風しん発生届」
- ・別記様式 5－23 「麻しん発生届」

○参考資料：別記様式（修正箇所見え消し）

問合せ先

感染症対策グループ 村岡

電話045-210-1111（内線4791）

ファクシミリ 045-633-3770